

上京区選挙管理委員会告示第15号

公職選挙法に基づいて行う各種選挙の投票区（昭和30年9月20日上京区選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のとおり改正します。

令和元年11月29日

上京区選挙管理委員会  
委員長 山本安一

第2投票区の項中「西東町」の右に「, 三番町, 三軒町, 東町, 一番町, 二番町, 四番町, 五番町, 六番町, 七番町, 白竹町, 利生町, 長門町, 稲葉町」を加える。

第3投票区の項中「三番町, 三軒町, 東町, 一番町, 二番町, 四番町, 五番町, 六番町, 七番町, 白竹町, 利生町, 長門町, 稲葉町」を抹消し, 「大猪熊町, 革堂内町, 常盤井殿町, 毘沙門町, 相生町, 青龍町, 二神町, 一真町, 後藤町, 上塔之段町, 立本寺前町, 下塔之段町, 幸神町, 真如堂前町, 三栄町, 阿弥陀寺前町, 藪之下町, 梶井町, 十念寺前町, 上片原町, 真如堂突抜町, 毘沙門横町, 本満寺前町, 表町, 大原口突抜町, 大原口町, 扇町, 三芳町, 下御輿町, 栄町, 歓喜寺前町, 柳風呂町, 中御霊町, 松之木町, 九軒町, 上神輿町, 大宮町, 北之辺町, 鶴山町, 不動前町, 米屋町, 染殿町, 新夷町, 桜木町, 北横町, 京都御苑の一部（15番地の区域）」を加える。

第9投票区の項中「皂莢町」を「皂莢町」に改める。

第11投票区の項中「南船橋町」を「南舟橋町」に改める。

第16投票区の項中「竜前町」を「龍前町」に改める。

第19投票区の項を削除する。

(上京区選挙管理委員会事務局)